

白岡市手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、白岡市手数料条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）

別表第59号及び第63号の改正

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請について、住戸単位で評価する方法が廃止され、住棟単位のみとなったことから改正するものである。

(2) 第2条関係（戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令）

本籍地以外の市区町村役場での戸籍証明書の交付（広域交付）及び戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行が新設されたため、新たに手数料を設定するものである。

別表第1号及び第3号から第8号まで

手数料を徴収する事務名	現行金額 (円)	改定後金額 (円)	備考
(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	450円	改正なし	
(2) 現行どおり	—	—	
(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同	新規	400円	

一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)			
(4) 除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	750円	改正なし	現行の第3号の内容
(5) 現行どおり	—	—	現行の第4号の内容
(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	新規	700円	
(7) 届出若しくは申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の証明書の交付事務の追加）	350円等	改正なし	現行の第5号の内容
(8) 届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）	350円	改正なし	現行の第6号の内容

(3) 第3条関係（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等）

改正後の別表第55号及び第59号から第66号の改正

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の法律名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されることに伴い改正するものである。

3 施行期日

- (1) 第1条関係（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）
公布の日から施行する。
- (2) 第2条関係（戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令）
令和6年3月1日から施行する。
- (3) 第3条関係（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等）
令和6年4月1日から施行する。